

非常脱出用呼吸具の火災制御図への表示に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

非常脱出用呼吸具の火災制御図への表示に関する事項

改正理由

非常脱出用呼吸具の火災制御図への表示について、「機関区域からの脱出設備」として要求される非常脱出用呼吸具については規則 R 編 13.4.4 に規定されていた。一方、「制御場所、居住区域及び業務区域からの脱出設備」として要求される非常脱出用呼吸具については明確に規定されていないことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

制御場所、居住区域及び業務区域からの脱出設備として装備される非常脱出用呼吸具について、その数量及び位置を火災制御図へ表示する旨を規定した。